

# まっかりマイスター（真狩村人材バンク）実施要綱

平成21年2月12日決定

真狩村教育委員会教育長

## 1. 目的

村民の多様な学習機会を支援するとともに、地域に潜在する人材を積極的に発掘し、本村の生涯学習活動における推進を図ることを目的とする。

## 2. 登録者の範囲

登録者の範囲は、村内在住、村内在勤の個人または団体とする

## 3. 登録方法

まっかりマイスターに登録する場合は、登録内容および指導内容が公開される旨の登録書に署名・押印の上、教育委員会に提出する。

## 4. 登録内容の掲載・公開

登録された内容は、以下のように掲載・公開するものとする

- (1) まっかりマイスター一覧に個人名、指導内容を掲載する。
- (2) 団体登録の場合は団体名を掲載する。
- (3) 公開媒体は、まっかりマイスター（真狩村人材バンク）一覧、広報、生涯学習だより、真狩村ホームページほかとする。

## 5. 登録の有効期間・更新

登録の有効期間・更新については以下のとおりとする。

- (1) まっかりマイスターの登録の有効期間は、登録を決定した日から1年とする。
- (2) 登録については自動更新することができる。

## 6. 登録の変更・取り消し

登録者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を変更・取り消すものとする

- (1) 本人から登録の変更・取り消しの申し出があったとき。
- (2) 登録内容に偽りがあったとき。
- (3) その他、登録者として不適当と教育長が判断したとき。

## 7. 利用者の範囲

まっかりマイスターの利用者の範囲は、村内在住、村内在勤の者、村内各学校、村内の団体その他教育長が認めた者及び団体とする。

## 8. 利用方法

- (1) 利用者は教育委員会に学習相談・依頼の連絡をする。
- (2) 教育委員会は、登録者に依頼があった旨の連絡をすることとし、日時、場所、学習内容等については、登録者と依頼者が直接協議・確認することとする。
- (3) 利用者は交渉の結果報告及び、終了後は教育委員会に利用者報告書を提出することとする。

## 9. その他

この要項に記述されていない事項については、教育長がその都度協議の上、決定する。